

## 特定生産緑地の指定手続きについて

## ○特定生産緑地の指定手続きについて

### 1. 特定生産緑地制度について

平成 30 年 4 月に施行された改正生産緑地法において、新たに「特定生産緑地制度」が創設された。特定生産緑地制度は、生産緑地地区の指定後 30 年を経過するまでに、生産緑地所有者等の意向を基に、生産緑地地区の買取り申出ができる時期を 10 年延長するもので、指定により、引き続き建築制限、営農義務が課される一方で、相続税や固定資産税の優遇措置が適用可能となる。

なお、特定生産緑地を指定する際には、生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項の規定により、農地等利害関係人の同意を得るとともに、都市計画審議会の意見を聴くこととされている。

本市においては、平成 4 年 10 月 6 日指定の生産緑地約 61ha（令和 2 年 12 月 24 日告示）が、令和 4 年 10 月 6 日に指定後 30 年を迎えることとなることから、平成 4 年指定分の生産緑地を対象とし、所有者等の同意を得られた生産緑地について、指定の手続きを進めていくものとする。

### 2. 対象とする生産緑地について

令和 3 年 8 月現在、都市計画決定されている生産緑地地区と、そのうち平成 4 年に指定された生産緑地地区の地区数・面積・筆数は以下のとおり。

|                | 地区数                   | 筆数                     | 面積                       |
|----------------|-----------------------|------------------------|--------------------------|
| 生産緑地地区全体       | 382 地区                | 1,516 筆                | 約 71.47ha                |
| 平成 4 年指定生産緑地地区 | 333 地区<br>(約 87.17 %) | 1,280 筆<br>(約 84.43 %) | 約 61.04ha<br>(約 85.41 %) |

### 3. 特定生産緑地地区の指定基準（平成 4 年指定分）

生産緑地法の指定要件及び都市計画運用指針の内容を踏まえ、本市における特定生産緑地の指定基準を下記の通りとした。

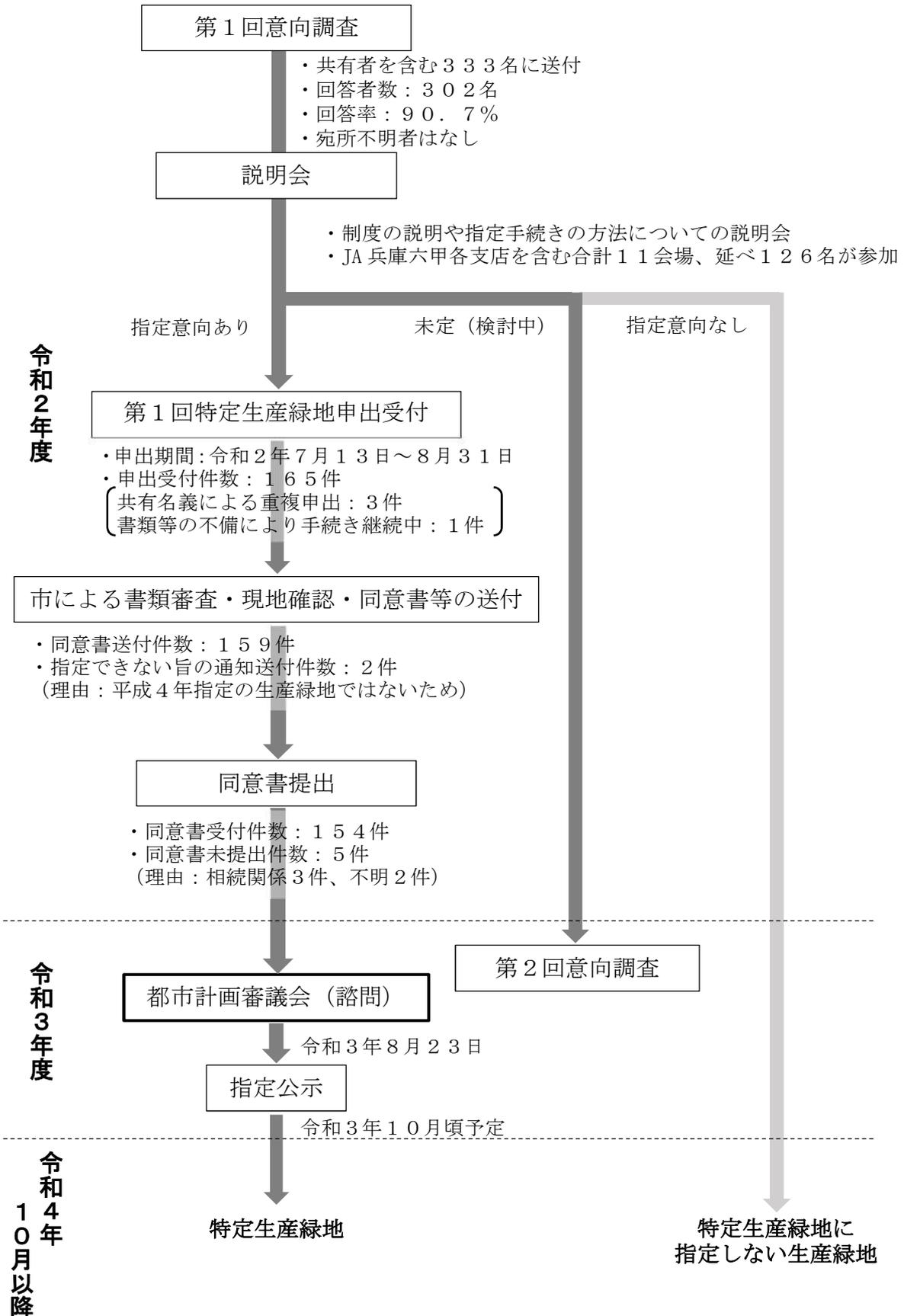
- ①平成 4 年 10 月 6 日に指定された生産緑地地区であること。
- ②現に農業の用に供されていること。
- ③生産緑地地区内に、建築物や工作物（屋外広告物、太陽光パネル等）が設置されていないこと。（生産緑地法上の許可不要な行為・許可を受けた行為は除く。）
- ④一筆 100 m<sup>2</sup>以上の生産緑地であること。（分筆して土地の一部を指定する場合）

### 4. 今回特定生産緑地に指定する生産緑地について

平成 4 年に指定された生産緑地のうち、令和 2 年 8 月 31 日までの申出により、今回特定生産緑地に指定する生産緑地は以下のとおり。

|                   | 筆数                  | 面積                      | 所有者数（共有者含む）         |
|-------------------|---------------------|-------------------------|---------------------|
| 平成 4 年指定生産緑地地区    | 1,280 筆             | 約 61.04ha               | 333 名（令和 2 年 5 月時点） |
| 今回特定生産緑地に指定する生産緑地 | 678 筆<br>(約 52.97%) | 約 32.85ha<br>(約 53.82%) | 173 名<br>(約 51.95%) |

## 5. 第1回特定生産緑地指定手続きに係るこれまでの経過と今後の予定



(参考) 第2回特定生産緑地指定手続きに係る今後の予定

